

可児市指定特定相談支援・指定障害児相談支援の指定申請について

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を行おうとする者（以下「指定特定相談支援事業所等」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の規定によりサービスを行う事業所ごとに市長の指定を受ける必要があります。

1 指定事業所

(1) 指定要件

指定事業所になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 申請者が法人格を有していること
- ② 事業所の従業員の知識及び技術並びに人員が省令で定める基準を満たしていること
- ③ 省令で定める基準に従って適正な事業の運営ができること
- ④ その他障害者総合支援法第36条第3項及び児童福祉法第21条の5の1第3項に掲げる欠格事項に該当しないこと

【指定基準】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月30日厚生労働省令第28号）
- ◆児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月30日厚生労働省令第29号）

【指定基準に係る解釈通知】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号）
- ◆児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号）

(2) 対象事業所

可児市内で開設する予定の事業所

（指定申請は事業所の所在する市町村に提出する必要があります。他市に事業所の所在地を移転する場合は、可児市に廃止届を提出し、移転先の市町村へ新規申請を行ってください。）

(3) 指定申請時の留意事項等

- ア 指定申請書類及び添付書類が完全に整った状態でなければ受付できません。
- イ 指定は、毎月1日付けで行う予定です。
- ウ 新規指定申請の締め切りは毎月10日までとし、翌月1日の指定となります。資料の補正が間に合わない場合もありますので、あらかじめ、予定している事業開

始日を見込んで、事前に協議、申請を行ってください。

エ 申請時には、原則として、申請者（法人）の定款の変更手続きや、人員、設備について、事業開始時点の状況が確定していることが必要です。

※ 例えば、施設等の改修等については当該改修工事等が完了していることが必要であり、都市計画法（開発許可）及び建築基準法（建築確認）での適合も必要です。特に、開発許可や建築確認は時間を要する改修を伴うこともあることから、関係部署に早期に協議、確認を受けることをお勧めします。

オ 指定申請書類に併せて業務管理体制の整備に関する届出書や体制加算に係る届出書等の書類提出も必要になることがあります。

(4) 指定申請に必要な書類及び記載時の留意点

ア 指定申請書類を提出する際は、事前に担当者へ連絡し、来庁予約等を行ってください。なお、申請書類は原則、受付窓口を持参する必要があります。

イ 提出書類に漏れがないかを「指定申請に係る提出書類の一覧表」「指定申請に係る提出書類のチェックリスト」を活用して、十分に自己確認してください。なお、当該一覧表に記載のない書類の提出を個別に求める場合もありますので、御留意ください。

2 各種申請事務の流れ

(1) 新規指定申請事務の流れ

事業者等の指定を受けようとする者は、可児市（事業所の所在地の市町村）に指定申請書を提出し、あらかじめ市長の指定を受ける必要があります。

指定申請手続きについては、別紙1（指定申請事務の流れ）をご覧ください。

(2) 変更届出の手続き

指定特定相談支援事業者は、当該事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項（指定申請の際に指定申請書及び各種付表に記載した事項）について変更があったときは、その旨を10日以内に市長に対して届け出なければならないとされています。

「変更届出書」に必要事項を記入の上、変更があった事項に関連する書類を添付し、市窓口へ提出してください。

◆変更届出が必要な場合（主なもの）

- ① 事業所・施設の名称及び所在地が変更になった場合
- ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等が変更になった場合
- ③ 申請者の定款、寄付行為、条例等が変更になった場合
- ④ 建物の構造、事業所の平面図、設備の概要が変更になった場合
- ⑤ 管理者及び相談支援専門員の氏名、経歴及び住所が変更になった場合
- ⑥ 運営規程等が変更になった場合
- ⑦ 主たる対象者が変更になった場合等

(3) 廃止・休止をする場合

指定特定相談支援事業者は、当該指定にかかる事業を廃止又は休止するときは、その廃止又は休止の1箇月前までに市長に届け出してください。「廃止・休止届出書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。

(4) 再開をする場合

指定特定相談支援事業者は、休止した指定計画相談支援事業を再開したときは、その旨を10日以内に市長に対して届け出をしてください。

「再開届出書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。

3 指定の取消し

市長は、指定特定相談支援事業者が各法に規定する取消しに係る事項に該当する場合は、指定の取消しを行うことができるとされています。

4 指定の更新

上記の事業所の指定につきましては、その有効期限が6年間とされており、その後も指定事業所及び施設としての運営を続けていくためには、指定の更新手続きが必要となります。

各指定事業所・運営法人におかれましては、指定通知書等により、指定日及び更新時期についてご確認いただき、各事業所の責任において遅滞なく更新手続きが行われるようお願いいたします。

(1) 指定更新申請時の留意点

ア 原則として、指定有効期間満了日の30日前までに、更新申請書類一式を提出してください。なお、審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。

イ 指定更新申請に係る各種様式については、可児市のホームページに掲載しています。

ウ 指定申請時から変更が生じていない場合等、可児市に届け出である内容から変更が生じていない場合は、「添付書類の省略に係る誓約書」を提出することで一部書類の提出を省略することができます。

【問合先】

可児市 福祉部 福祉支援課 障がい福祉係

T E L 0 5 7 4 - 6 2 - 1 1 1 1

F A X 0 5 7 4 - 6 3 - 1 2 9 4

E-mail fukusi@city.kani.lg.jp

指定申請事務の流れ

事前準備

指定事業者になるためには、厚生労働省で定める人員、設備及び運営に関する基準を満たしていなければなりません。そのため、申請の時期に合わせて準備を進めておく必要があります。

また、当該指定申請とは別に岐阜県に対し、「事業開始の届出」が必要となりますので、岐阜県にご確認ください。

岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係

所在地：〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 12 階

T E L：058-272-1111（代）

058-272-8302（ダイヤルイン）

F A X：058-278-2643

申請受付

（毎月 10 日まで）

新規指定申請の締め切りは毎月 10 日までとします。資料の補正が間に合わない場合もありますので、あらかじめ、予定している事業開始日を見込んで、事前に協議、申請を行ってください。

提出場所：可児市福祉支援課障がい福祉係

所 在 地：〒509-0292 可児市広見一丁目 1 番地

T E L：0574-62-1111（代表）

F A X：0574-63-1294

e-mail：fukusi@city.kani.lg.jp

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

（担当者不在の場合がありますので、協議・提出の際には、事前に時間をご予約ください。）

指定決定

（毎月 25 日～30 日頃）

受付後、可児市において書類による審査を行い指定決定し、指定書を送付します。その際に事業所番号についても通知します（番号付番は岐阜県が行います。）。

※変更・更新・廃止・休止・再開届も、この流れに準じてください。